

に削減されておりますので、合計いたしますと現金収入そのものとしてはマイナスになつておりますけれども、その残業手当を除きますと、労働省調査でも実はわずかでござりますけれどもプラスになつておるという結果が出ております。したがいまして、そういうことを私たちも御説明しながら皆さんの御理解をいただきたいというふうに思いますので、この際御説明をさせていただきたいと思います。

また、改めて御要望がございましたら、お伺いして御説明もさせていただきたいというふうに思ひます。

○日笠勝之君 どうぞさらなる御努力を要請しておきたいと思います。

ただ、いつからかということをございますが、このたび、指定職の号俸の改正がございます。この号俸の中で国立大学の学長の俸給でございまが、最高の十一号俸が東京大学と京都大学の学長さん、その次の十一号俸がいわゆる旧帝大です。北大から九大までの六大学、その下の十号俸がいわゆる旧の官立大学というのでしょうか。その下の九号俸が病院などを抱えておる大きな大学、さらにその下の八号俸がその他の大学と五段階あるわけです。

私がなぜこういうことを言うかというと、やはり給与体系までが東大、京大をピラミッドとした形になつておるんじやないか。国立大学の学長でも東大、京大の学長は給料が高いぐらいで偉いんだ、うちの周りにある大学は八号俸でずっと一番下の学長の号俸である、こういうことにもなりかねない。

ですから、私がお聞きしたいのは、こういうふうに国立大学の学長がなぜ八号俸から十一号俸までのランクの差があるのか、いつごろこういうのが決まつたのか、その辺のところをお聞かせ願いたいと思います。

○政府委員(武政和夫君) 国立大学の学長につきましては先生御指摘のとおりでござります。

私どもの基本的な考え方としましては、職務と

責任の度というものに基づきまして格付するといふのが基本でございますが、大学の学長の給与についても、大学の規模等からする職責の度合によっては、それを踏まえつつ、さらに戦前に実施された大学設立等の沿革と申しますが、その辺もいよいよ参考としまして総合的に勘案しまして今御指摘のような格付を行つておられるというのが私どもの考え方でございます。

おことまではいっておりませんで、ともかくそれぞれの大臣が自分の所管のことについて、このよくな考へ方で臨んでもらいたい、ぜひそうしてもらいたいということで、閣僚懇談会でございますが、各大臣に対し申し入れをしておるという段階でございます。

ですから、各省のそれに対する対応はまだ出ておりませんけれども、時間をある程度区切つて、再度どうなつていてるかという調査はいたたいて思つております。
○日笠勝之君 ぜひ、再度調査をお願いしたいと思ひます。

この前までも、委員会で口一ぱいの人が、主張する
の財政局長通達なるものがいかに地域のバリアフ
リー、高齢者に優しい町づくりを阻害しておるが、
こういうふうに申し上げました。もし、そういう
長官の閣議での発言が正当性を帯びますと、今ま
での局長通達は無効になるのかどうか、こういうう
ことまさかのほるわけですね。ぜひ、そういうう
ことでもう一度きちつと閣議でフォローしていただきたい、こう思いますのでよろしくお願ひを申
し上げたいと思います。

私も衆議院議員を十二年余りやつておりまして、各省庁の予算書、これは当然国会の議決が要るわけでありまして、非常に丁寧な分厚い予算書を皆さんいただくわけであります。そして、その予算の審議に資するためといふことで、いわゆる各省庁各官明細書というものを国会へ出されます。これは予決令で各省庁が大蔵大臣に送付して、大蔵大臣が参考資料で国会へ提出する、いわゆる審議の重要資料というか参考資料、こういうことでござります。

私も一年ほど浪人しておりますたれども、このたび三年ぶりに久しうぶりに総務厅、人事院の各目明細書をしかと見させていただきました。各目明細といえども一番最後の単位は千円単位ですかね、いかに国民の税金千円単位まで丁寧に、本来なら国会の審議をしてもらわなきゃいけないとい

う意味でございます。そういう意味では、ひとつ人事院それから総務庁も来年度の各目明細書については正確にきちっと国会へ出していただく、そして審議の重要な参考資料にしていただけるといふことで頑張っていただきたい、こう思います。そのことを御要望して終わりたいと思います。

○吉川春子君　日本共産党的吉川です。
　　今回の給与法改正によって、昇給停止年齢を原
則五十八歳から五十五歳に引き下げるとしていま
すが、この法改正によつて減収はどれぐらいにな
るでしょうか。モデルケースで数値をお示しいた
だきたいたと思ひます。

○政府委員(武政和夫君) 減収と申しましても、個々の職員によって俸給表や級の号俸その他在職実態、退職年齢等さまざままでござりますから一概に申し上げられないわけでございますが、モデルケースとして行政職俸給表本省課長補佐クラスの八級十八号の職員ということを想定してみます。その方が五十五歳以降定年まで在職した場合と、そして五十五歳以降昇給停止によりやはり定年まで在職した場合ということで比較します。ペア等がないという前提で、甚だいろいろ前提を申し上

○吉川春子君 これは退職金にはどの程度はね返りますか。

○政府委員(中川良一君) 退職手当への影響につきましても、個々の職員の勤続年数とか俸給等に従つて違いますので一概には言えないわけでござりますが、ただいま人事院の方からお話をありますと全く同じ前提に立ちまして、なおかつ高等学校あるいは大学を出てすぐ採用されたという前提を置いて上上で試算をいたしますと、退職手当への影響は四十九万円程度ではないかというふうに想込まれております。

○吉川春子君 これで、両方合わせると大変な額になるわけでございまして、しかもこの数値は十八ヵ月の延伸を含めておりません。このほか

にも年金にはね返るわけですが、職員にこれだけの損失をもたらす昇給停止問題について、労働組合には人事院は五月の末に示した。そして、事実上七月末の決着をさせたわけですけれども、これでは労働組合との話し合いの期間も二ヵ月程度しかないわけです。

大臣にお伺いいたしましたが、
変更には高度の合理性が必要、これが判例の立場
でもあります。労働組合の納得も得られていない
重大な問題だと思ひますけれども、この点はそつ
う御認識はお持ちでしようか。

○國務大臣(太田誠一君) 委員の御指摘の点につ
いてはわからないわけではないわけでございま
す。

す。ただ、これはこれから公務員の在職期間を延ばす問題とか、あるいは高齢者の再雇用の問題とか、いろんなことが視野に入ってきておりますのでこのようになつたのではないかと思つております。

そういう意味で、民間との関係とか、そんなことを総合的に人事院の方で判断されたものと思つております。

○吉川春子君 労働組合はやっぱり納得しておりますんで、非常に強く反対声明等も出しております。

私が申しますまでもありませんけれども、憲法二十九条には国民にスト権を伴う団体交渉権を認めているわけですが、これは公務員からは奪われています。そういう意味においても、労働組合との納得のいく交渉も短期間しかしないで、そして人事院の勧告をして法改正ということは、やっぱりりん事院の憲法二十九条の代償措置というものについての役割を十分果たしていない。もちろん、私たちは二十八条の権利を与えよという立場ですかね、人効でやれば何でもいいという立場ではあります。せんけれども、その前提に立つてすら非常に問題がある、そのことを私は厳しく指摘しておきたいたいと思います。

もう一つ、今度の人効で日安時間についての規

公務においても超勤は無制限でよいとは言えないとして、上限時間を設けるとして、その範囲内に抑えるよう努力することが望ましい、こういうふうになつてゐるわけですね。

それで、まず伺いますけれども、超過勤務の実態について、私は全省庁の実態について伺おうと思うのですが、それは把握してないなとう

○政府委員(菊池光興君) 総務局の職員の超過勤務、公務の必要により臨時緊急に対応すべき義務の状況に応じて行わねておるわけでござりますけれども、総務局の超過勤務の実態について数字で報告をしていただきたいと思います。

が、部局ごと、所掌事務の種類あるいは時期によつて変動が大きく、一律にこういう実態だということはなかなか申し上げないのでござりますが、総体として見てみると、平成六年から八年までのデータでございます。総務局職員全体といたしましては一人平均一月当たり十一時間前後の超過勤務の実態になつていると承知しております。

○吉川春子君 十一時間といいますと、年間に直すと百二十一時間ということですね。――計算違いますか、済みません。とにかく十一掛ける十

二ですね。それで、東京国公の第六回残業実態調査結果によりますと、九四年四月の霞が関本庁の環境、通信、厚生など七省庁で調査しておりますけれども、三千二百七十一人からの回答結果によりますと、残業の実態は過労死ラインと言われる月四十時間の残業者は三七・二%、四割に近い数値を示しているわけですね。今度の人事院勧告でも国家公務員の労働時間短縮についてという項目で、民間の時間外労働の上限を参考にして年間三百六十時間が一つの目安となるうとして、残業時間の抑制、超勤の抑制を行うといふふうにしていますね。

しかし、百二十一時間なんというんじや、十二時間として、百四十四時間でもいいですけれども、これ残業規制を行う必要是全然ないんじやないですか。この十一時間という数字、非常に実態から

かけ離れていると思うんです。今度、総務省の残業時間の日安時間の三百六十時間というのに比しても非常に少ないわけです。総務省だけはほとんど残業しなくてもいいということなんでしょう。

○政府委員(菊池光興君) 申し上げましたように、部局の所掌事務、どういうボストにいるか、どういう仕事を担当しておるか、それからまた、季節、時期によって大変違があるということを申し上げております。

それで、私申し上げましたように、総務省職員全体といたしまして一人平均を押しなべて月ごとに比べますと十一時間、こういうことを申し上げておるわけでございまして、端的に申しまして、例えば予算関係業務をやる職員でありますと、予算編成期でござりますと本当に……

○吉川春子君 ちょっと、必要なことだけ答弁してください。

○政府委員(菊池光興君) 長くなるというふうなことでございまして、十一時間押しなべてといふことは本省も地方もござりますけれども、その数字が三百六十時間に至つていいという状況になつ超勤を押しなべてしなくていいという判断は私ども知らないところでございます。

○吉川春子君 もつと端的に言つていただきたいと思うんですけれども、平均ですよ。だから、多いもの少ないものもあるけれども、平均して月十一時間ということはゼロに近い人もたくさんいるといいます。

○吉川春子君 もつと端的に言つていただきたいと思うんですけれども、平均ですよ。だから、多いもの少ないものもあるけれども、平均して月十一時間ということはゼロに近い人をたくさんいるといいます。それを、だから平均して百四十四時間、百三十何時間なのに、どうしてこれ以上残業するのは規制しまようという日安時間として三百六十時間なんていいう大きい数字に設定しているかということを私は聞いているんですよ。もっと端的に示してください。この数字の根拠は何なんですか。

○政府委員(菊池光興君) 勤務時間の管理をやつております超過勤務命令簿、これに基づいた実績の数値でございます。

○吉川春子君 超過勤務手当を支払っている金額というふうな理解でよろしいですね。

○政府委員(菊池光興君) 超過勤務手当を支給している者については超過勤務が行われた、こういふ理解です。

○吉川春子君 時間がないですから、要領いい答弁をお願いします。この十一時間というのはとにかく超勤手当を支払っているその金額、これでいいですね。イエスかノーか。

○政府委員(菊池光興君) 超過勤務手当を払っております。

○吉川春子君 そうしますと、さつき東京国公の数字で示しました四十時間になんなんとする人たちはが四割近くいる、こういう数字をどう思いますか。その調査の結果は全くいいかげんな数字だといふうにでも思つんでしようか。

○政府委員(菊池光興君) ちょっととその調査結果の数値を具体的に承知しているわけじゃございませんし、いかなる職場のどのような職種の人たちが回答したのかということを承知しているわけじゃございませんので、ここではコメントを差し控えさせていただきたいと思います。

○吉川春子君 要するに、超過勤務手当を支払わないで残業させられている時間、わかりやすい言葉で言えばサービス残業が非常に多いということです。

○政府委員(中川良一君) 必ずしも定期的ということではないかと思いますが、人事院におかれましては国家公務員給与等実態調査の中でいろいろお調べになつたようなデータもございますし、また今回、人事院の報告を受けまして、私ども政府としても実効のある超過勤務縮減対策というのを政府全体として取り組んでいく必要があるうと思つておりますので、その過程で、まずどのようないい実認識から出発したらしいのかも含めて、人事院初めて関係機関の方と相談をしてまいりたいというふうに思います。

○吉川春子君 調査をしていただけるといふうに受けとめました。

○政府委員(中川良一君) 私どもの方で、今まで各省庁の残業実態というのを調べたデータは今のところございません。

○吉川春子君 超過勤務をこれから抑制していくというふうにおっしゃつているのに、実態をつかんだデータがなくて何を基準にどういう抑制をしていくのか、それが非常に不明確だと思います。

○吉川春子君 それで大臣、ぜひ私は超勤を抑制するとおっしゃつているのですから、この超勤の実態を調査されますように要求いたします。大臣、いかがで

○國務大臣(太田誠一君) 私も、霞が関のかいわいでは随分遅くまで電気がついておりますし、それこそ相当民間の企業も大変だけれども霞が関もなければいけないこともたくさんあるようにも思つてございます。

○吉川春子君 超過勤務手当が行われた、こういふ理解です。

○國務大臣(太田誠一君) 私も、霞が関のかいわいでは随分遅くまで電気がついておりますし、それこそ相当民間の企業も大変だけれども霞が関もなければいけないこともあります。

○吉川春子君 超過勤務手当を支払ったことがあります。

○吉川春子君 調査も含めてということでよろしくでしようか。

○政府委員(中川良一君) 必ずしも定期的ということではないかと思いますが、人事院におかれましては国家公務員給与等実態調査の中でいろいろお調べになつたようなデータもございますし、また今回、人事院の報告を受けまして、私ども政府としても実効のある超過勤務縮減対策というのを政府全体として取り組んでいく必要があるうと思つておりますので、その過程で、まずどのようないい実認識から出発したらしいのかも含めて、人事院初めて関係機関の方と相談をしてまいりたいというふうに思います。

○吉川春子君 調査をしていただけるといふうに受けとめました。

○政府委員(佐藤信君) 今お話をございましたように、今回の労働基準法の改正によって講ずることとされている激変緩和措置については、女子保護規定としての時間外勤務の規制が解消されるということに伴つて、従来、女子保護規定の対象になつております一部の女性労働者に限つて、かつそのうち育児介護の責任を有する者について、これらの家庭的責任を有する女性労働者がこうむらつてしまつた、一部の女性労働者に限つての経過的な措置だというふうに理解しておるところでございます。

○吉川春子君 公務におきましても、こうした激変緩和するという民間の措置の趣旨を考慮しながら、現在の公務における女子保護規定取り扱いを基本として必要な措置を講じてまいりたいというふうに考えております。

○吉川春子君 今、公務の女性のいわゆる女子保護規定の時間数は何時間ですか。

○政府委員(佐藤信君) 努力目標として三百五十分鐘ということになつております。

○吉川春子君 つづまり、今度その日安時間として三百六十時間を設定した。そして、今公務員の女子保護は三百五十時間、民間が百五十時間なのに公務員だけが三百五十時間だつたんですよ。私はこれの改善を要求しましたけれども、これは無視されました。それで今日に至つています。三百五

十時間を三百六十時間にするについての激変緩和、激変でも何でもないじゃないですか。こんな三百五十時間の数値を基準にしてやつても何のプラスにもならないと思います。それはどうですか。

○政府委員(佐藤信君) 今申し上げましたように、今回の労働基準法の措置はあくまでも激変を緩和するという措置でございます。その趣旨ということを勘案して公務においても措置を講じてまいる所存であります。したがいまして、この場合、御指摘のように今の数字、三百五十時間というものが基本になるということであるというふうに考えております。

○吉川春子君 ですから、三百五十時間から三十六十時間になつてどこが激変なんですか。

私は、時間がなくなりました。大臣、お聞きのとおりで、要するに民間の女性は百五十時間といふ激変緩和措置が設けられました。対象は限つていますけれどもね。公務員の場合は公務だからといふ理由で三百五十時間なんですけれども、じや公務だからといって介護や育児の責任を女性は負わなくていいかと、公務員の女性は。そんなことはないですね。それから、やっぱり家族的責任というものは男女ともに負わなきやいけない。いろんな問題がありますが、少なくともこの三百六十時間の目安時間を初めて公務にも設定された、それとの関係で、家族的責任を負つていてる労働者については三百五十時間、十時間しか改善しないなんていふとんでもないやり方ではなくて、やっぱり家族的責任を全うできるようなそういう数値をぜひ大臣の政治力において実現していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○国務大臣(太田誠一君) いろんな難しいことがあるんだろうと私は思いますけれども、今の趣旨を踏まえて、よく私も聞いてみたいと思います。

○吉川春子君 来年の四月から労働基準法の女子保護がなくなりまして、それ自体大変な問題で、今どうしようかということを、立場を超えて女性労働者みんなの願いであるわけなんです。ですから、まして今まで民間よりもっと大変だった公

務の女性労働者について、激変緩和措置という名前でなくとも何でもいいですけれども、家族的責任あるいは働き続けられる、そういう立場で御配慮いただきたい。

大臣からも前向きな答弁がありましたけれども、重ねて要望いたしまして、質問を終わります。

○委員長(竹村泰子君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、青木幹雄さんが委員を辞任され、その補欠として森田次夫さんが選任されました。

○委員長(竹村泰子君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めます。

一般職の職員の給与に関する法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部を改正する法律案の修正について阿部さんから発言を求められておりますので、この際、これを許します。阿部幸代さん。

○阿部幸代君 私は、日本共産党を代表して、ただいま議題となつております一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案の趣旨に関する法律の一部を改正する法律案の修正について述べます。

○委員長(竹村泰子君) ただいまの阿部さん提出の修正案は予算を伴つものでありますので、国会

法第五十七条の三の規定により、内閣から本修正案に対する意見を聽取いたします。太田総務府長官。

○国務大臣(太田誠一君) ただいまの一般職の職員の給与に関する法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案に対し、その提案理由と内容の概要を御説明申し上げます。

第一に、政府案では、昇給停止年齢を現行の人事院規則による五十八歳から原則五十五歳に引き下げるとしています。これは人事院が俸給表のいわゆる早期立ち上がり型への是正を言わざるを得ないほど若年、中堅時代に低い給与水準を強いられてきた公務労働者の昇給への期待を踏みにじるものであります。

第二に、今回の昇給停止年齢の引き下げは、退職金や年金への影響も加えれば、公務労働者の生涯賃金に大きな影響を及ぼし、将来の生活設計を

ます。これが修正案の趣旨であります。

○委員長(竹村泰子君) これより両案並びに修正案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○吉川春子君 私は、日本共産党を代表して、今回提案されている一般職の職員給与に関する法律案に対する修正案に賛成、特別職員給与法の改正案に反対の立場から討論を行います。

本法案の対象となつている国務大臣や高級官僚の給与は、そもそも一般労働者と比べて相当に高い水準にあります。衆議院において内閣総理大臣、

本法案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(竹村泰子君) 多数と認めます。よって、本案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(竹村泰子君) 本件に賛成の方の挙手を願います。

本件は多數をもつて原案どおり可決すべきものと

いう試算も出ています。

第三に、今回の五十五歳昇給停止は、多くの公務員が定年間際まで重い職責を担つてゐるという公務の現実を無視していること、同一の職務にあつても年齢のみを理由として賃金上の取り扱いに差を持ち込むなど、問題点を含んでいます。

以上述べた理由で、政府案の五十五歳昇給停止部分には賛成できません。修正案は、こうした立場から一般職の職員の昇給停止年齢を現行どおり削除することとしています。

なお、本修正案に要する費用は平年度で約百七十八億円の見込みです。

以上が修正案の提案理由とその概要です。

委員各位の御賛同をいただき、速やかに可決されますことを御希望いたしまして、修正案の趣旨を説明いたします。

○委員長(竹村泰子君) ただいまの阿部さん提出の修正案は予算を伴つものでありますので、国会

法第五十七条の三の規定により、内閣から本修正案に対する意見を聽取いたします。太田総務府長官。

○国務大臣(太田誠一君) ただいまの一般職の職員の給与に関する法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案の採決を行います。

○委員長(竹村泰子君) 他に御意見もないようですが、討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。

初めに、一般職の職員の給与に関する法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部を改正する法律案について採決を行います。

まず、阿部さん提出の修正案の採決を行います。

本修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(竹村泰子君) 少数と認めます。よって、阿部さん提出の修正案は否決されました。

次に、原案全部の採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(竹村泰子君) 全会一致と認めます。

よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について採決を行います。

改定時期を一年間凍結するという修正が行われ、勧告よりも実施時期をおくらせるとはいへ、一般職に準じた引き上げは、長期の不況と低賃金に苦しむ国民労働者の理解を得られるものではありません。また、特別職公務員に含まれる多数の委員会、審議会委員の報酬月額も大変に高額であり、勤労者の生活実態から見て、一層の引き上げを行う本法案には賛成できません。

なお、一般職給与改正案については、昇給停止年齢の原則五十八歳から五十五歳への引き下げや、改善率わずか〇・七六%という極めて低い水準であるなど問題点はありますが、全体として現行の給与水準の引き上げを行ふ措置であり、今回の改正案に賛成することを申し述べまして、討論を終わります。

止年齢の原則五十八歳から五十五歳への引き下げや、改善率わずか〇・七六%という極めて低い水準であるなど問題点はありますが、全体として現行の給与水準の引き上げを行ふ措置であり、今回の改正案に賛成することを申し述べまして、討論を終わります。

止年齢の原則五十八歳から五十五歳への引き下げや、改善率わずか〇・七六%という極めて低い水準であるなど問題点はありますが、全体として現行の給与水準の引き上げを行ふ措置であり、今回の改正案に賛成することを申し述べまして、討論を終わります。

止年齢の原則五十八歳から五十五歳への引き下げや、改善率わずか〇・七六%という極めて低い水準であるなど問題点はありますが、全体として現行の給与水準の引き上げを行ふ措置であり、今回の改正案に賛成することを申し述べまして、討論を終わります。

6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
円 262,600	円 282,500	円 304,400	円 340,300	円 380,200	円 430,100
271,800	292,000	314,700	352,700	392,800	444,800
281,100	301,800	325,100	365,100	405,400	459,500
290,400	311,800	335,800	377,200	418,000	474,300
299,700	321,800	346,500	389,100	430,700	488,800
309,300	332,000	357,200	401,000	443,100	503,200
318,900	342,200	367,300	412,900	455,300	517,500
328,500	352,200	377,100	424,900	466,900	531,800
338,100	361,900	386,900	436,800	478,300	546,100
347,600	371,400	396,600	448,000	489,400	560,400
357,200	380,800	406,300	458,200	499,200	571,800
366,700	389,900	416,000	468,000	508,200	579,200
376,000	398,700	425,200	476,000	515,800	586,300
385,100	405,900	433,600	482,800	522,900	592,500
392,900	411,800	439,800	489,500	527,500	597,300
398,700	417,000	445,800	494,200		
404,200	421,500	449,900	498,700		
407,900	425,300	453,900	503,000		
411,600	429,100	457,900			
415,200	432,900	461,700			
418,800	436,700	465,500			
422,400	440,400				
426,000					
429,600					

し、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

つた職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、184,200円と

別表第一 行政職俸給表（第六条関係）

イ 行政職俸給表（一）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 債	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	円 —	円 —	円 188,500	円 223,600	円 241,600
2	137,300	174,200	195,600	231,900	250,800
3	141,700	181,100	202,900	240,500	260,100
4	146,300	188,500	210,200	249,600	268,900
5	151,600	194,400	218,300	258,900	277,700
6	157,500	199,800	226,400	267,600	286,500
7	163,600	205,100	234,400	276,200	295,300
8	170,000	210,400	241,900	284,700	304,000
9	174,600	215,400	248,600	293,100	312,700
10	178,300	219,900	255,100	301,300	321,200
11	181,400	224,400	261,500	309,200	329,500
12	184,200	228,800	267,300	316,700	337,200
13	186,900	233,100	272,900	324,000	344,900
14	189,100	236,500	278,100	331,100	352,300
15	191,200	239,600	283,300	337,500	358,200
16	192,800	242,700	288,000	343,300	363,300
17		245,800	292,200	347,200	367,500
18		248,700	295,900	350,700	371,000
19		250,700	299,300	354,200	374,200
20			301,800	356,600	377,200
21			303,900	359,000	379,900
22			306,000	361,400	382,600
23			308,100	363,800	385,300
24			310,200	366,200	388,000
25			312,300	368,600	390,700
26			314,300	370,900	393,500
27			316,300	373,200	
28			318,300	375,600	
29			320,300		
30			322,300		
31			324,300		
32			326,300		

備考（一） この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただ

（二） 3級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなる。

口 行政職俸給表（二）

職務の級 号 債	1 級 俸給月額	2 級 俸給月額	3 級 俸給月額	4 級 俸給月額	5 級 俸給月額	6 級 俸給月額
1	—	167,600	186,600	204,900	231,900	261,000
2	123,000	174,400	192,600	211,200	239,000	268,500
3	126,700	180,500	198,700	217,800	246,100	276,100
4	130,500	186,500	204,900	224,900	253,300	284,300
5	134,200	191,900	211,100	231,800	260,300	292,500
6	138,300	197,100	217,600	238,700	267,300	301,100
7	143,100	202,500	224,400	245,100	274,100	309,700
8	147,900	208,100	230,800	251,100	280,500	318,100
9	154,000	213,600	237,200	257,000	286,400	326,300
10	160,200	218,900	243,100	262,900	292,000	334,200
11	167,400	224,600	248,800	268,400	297,600	342,000
12	174,200	229,800	254,500	273,700	303,200	349,400
13	180,200	234,700	259,800	278,800	308,600	356,700
14	185,800	239,600	265,000	283,900	313,800	363,200
15	190,600	244,400	270,000	288,800	318,700	369,500
16	195,200	248,700	274,700	293,700	323,500	375,600
17	199,900	252,900	279,600	297,900	328,000	381,500
18	204,000	256,800	284,300	301,600	332,500	387,000
19	207,800	260,100	288,800	304,900	336,700	392,200
20	210,900	262,700	292,600	308,000	340,500	396,900
21	214,000	264,800	295,300	311,000	344,100	401,600
22	217,100	266,900	297,800	313,800	347,400	405,900
23	220,100	268,600	300,200	316,500	350,000	409,300
24	222,900	270,300	302,400	319,200	352,600	
25	225,300	272,000	304,400	321,700	355,000	
26	227,600	273,700	306,400	324,000	357,400	
27	229,800	275,500	308,400	326,200	359,800	
28	232,000	277,200	310,400	328,400		
29	234,000	278,900	312,400	330,600		
30	236,000	280,600	314,400	332,800		
31	237,900	282,300	316,400	335,000		
32	239,700	284,000				
33		285,700				

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第二 専門行政職俸給表（第六条関係）

職務の級 号 債	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	俸給月額 円						
1	—	224,800	273,500	311,600	340,300	380,200	430,100
2	158,400	236,000	285,300	324,400	352,700	392,800	444,800
3	165,200	247,300	297,300	336,100	365,100	405,400	459,500
4	174,800	258,600	309,200	346,800	377,200	418,000	474,300
5	182,000	269,600	320,900	357,500	389,100	430,700	488,800
6	189,600	280,100	332,500	367,500	401,000	443,100	503,200
7	196,700	290,600	342,600	377,200	412,900	455,300	517,500
8	204,000	301,000	352,500	386,900	424,900	466,900	531,800
9	211,300	311,400	362,100	396,600	436,800	478,300	546,100
10	219,200	321,500	371,600	406,300	448,000	489,400	560,400
11	227,300	329,600	380,900	416,000	458,200	499,200	571,800
12	235,000	337,200	390,000	425,200	468,000	508,200	579,200
13	242,400	344,900	398,800	433,600	476,000	515,800	586,300
14	249,100	351,900	405,900	439,800	482,800	522,900	592,500
15	255,600	357,000	411,800	445,800	489,500	527,500	597,300
16	262,000	360,500	415,300	449,900	494,200		
17	267,700	363,400	418,800	453,900	498,700		
18	273,000	365,900	422,300	457,900	503,000		
19	278,100	368,400	425,900	461,700			
20	283,300	370,900	429,500	465,500			
21	288,000	373,400	433,100				
22	292,200	375,900	436,700				
23	295,900						
24	299,300						
25	301,800						

備考 (一) この表は、植物防疫官、家畜防疫官、特許庁の審査官及び審判官、船舶検査官並びに航空交通管制の業務その他の専門的な知識、技術等を必要とする業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) 1級の6号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなつた職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、185,300円とする。

6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
円 293,400	円 313,700	円 335,500	円 368,300	円 405,100	円 445,100
303,100	323,900	345,900	378,800	417,500	456,800
312,800	334,200	356,300	389,300	429,800	468,500
322,900	344,600	366,700	399,700	441,300	480,200
333,100	354,800	377,200	409,900	452,000	491,700
343,500	365,000	387,700	420,000	461,900	503,200
353,700	375,100	397,800	430,100	471,700	517,500
363,900	385,200	407,900	440,100	480,800	531,800
373,800	395,100	417,900	449,900	489,900	546,100
383,500	405,000	427,900	459,500	498,700	560,400
393,200	414,900	437,900	468,500	507,500	571,800
403,000	424,800	447,700	477,100	516,300	579,200
412,700	434,700	457,000	485,700	525,100	586,300
422,600	441,700	465,600	494,300	532,600	592,500
431,500	448,500	473,400	502,600	537,000	597,300
437,500	454,400	480,200	506,900		
443,500	459,000	484,500	511,000		
448,000	463,600	488,700	515,100		
451,700	467,300	492,900			
455,300	471,000	496,700			
458,800	474,700	500,500			
462,400	478,400				
466,000					
469,600					

る職員で人事院規則で定めるものに適用する。

つた職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、211,700円と

別表第三 税務職俸給表（第六条関係）

職務の級 号俸	1級 俸給月額	2級 俸給月額	3級 俸給月額	4級 俸給月額	5級 俸給月額
1	円 —	円 —	円 216,800	円 253,300	円 273,000
2	153,300	198,000	224,700	262,300	282,200
3	159,600	205,400	231,900	271,500	291,500
4	167,000	212,600	239,300	280,700	300,900
5	174,400	218,300	246,800	289,900	310,100
6	182,000	223,000	254,300	299,200	319,300
7	190,800	227,700	261,700	308,300	328,500
8	198,100	232,500	267,700	317,000	337,600
9	200,900	236,100	273,600	325,600	346,500
10	203,800	239,300	279,400	334,000	355,100
11	205,900	242,200	285,000	342,100	362,300
12	207,900	245,200	290,400	349,600	368,600
13	209,700	248,200	294,800	355,100	374,500
14	211,300	251,200	298,800	359,400	380,300
15		253,300	302,400	363,500	385,600
16			305,800	367,200	390,400
17			308,000	370,000	394,100
18				372,600	397,500
19				375,000	400,900
20				377,300	403,800
21				379,600	406,500
22				381,800	
23				384,000	
24					

備考（一）この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する
 （二）3級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなる。
 する。

6級 俸給月額	7級 俸給月額	8級 俸給月額	9級 俸給月額	10級 俸給月額	11級 俸給月額
円 293,400	円 313,700	円 335,500	円 368,300	円 405,100	円 445,100
303,100	323,900	345,900	378,800	417,500	456,800
312,800	334,200	356,300	389,300	429,800	468,500
322,900	344,600	366,700	399,700	441,300	480,200
333,100	354,800	377,200	409,900	452,000	491,700
343,500	365,000	387,700	420,000	461,900	503,200
353,700	375,100	397,800	430,100	471,700	517,500
363,900	385,200	407,900	440,100	480,800	531,800
373,800	395,100	417,900	449,900	489,900	546,100
383,500	405,000	427,900	459,500	498,700	560,400
393,200	414,900	437,900	468,500	507,500	571,800
403,000	424,800	447,700	477,100	516,300	579,200
412,700	434,700	457,000	485,700	525,100	586,300
422,600	441,700	465,600	494,300	532,600	592,500
431,500	448,500	473,400	502,600	537,000	597,300
437,500	454,400	480,200	506,900		
443,500	459,000	484,500	511,000		
448,000	463,600	488,700	515,100		
451,700	467,300	492,900			
455,300	471,000	496,700			
458,800	474,700	500,500			
462,400	478,400				
466,000					
469,600					

で人事院規則で定めるものに適用する。

つた職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、

別表第四 公安職俸給表（第六条関係）

イ 公安職俸給表（一）

職務の級 号俸	1級 俸給月額	2級 俸給月額	特2級 俸給月額	3級 俸給月額	4級 俸給月額	5級 俸給月額
1	円 —	円 —	円 —	円 —	円 236,200	円 273,600
2	160,000	175,700	183,100	202,600	244,500	282,900
3	166,700	183,100	192,400	210,900	253,700	292,300
4	173,900	192,400	202,400	219,400	263,000	301,700
5	181,100	202,400	210,000	226,900	272,300	311,200
6	189,800	210,000	217,600	234,400	281,500	320,300
7	199,700	217,600	225,000	242,000	290,900	329,400
8	207,300	225,000	231,800	249,900	300,300	338,400
9	214,700	231,800	239,100	258,200	309,600	347,400
10	222,000	239,100	247,000	266,300	318,200	356,200
11	228,800	247,000	254,900	274,500	326,800	364,500
12	236,100	254,000	263,000	282,600	335,300	372,700
13	244,000	262,000	271,100	290,900	343,700	380,700
14	251,000	270,000	279,200	298,800	351,800	388,700
15	259,000	277,900	287,300	306,800	359,200	396,600
16	267,000	285,800	294,900	315,000	366,900	403,900
17	274,400	293,100	302,400	323,500	374,900	411,200
18	281,300	300,400	309,900	331,900	382,900	417,200
19	287,800	307,400	317,300	340,000	390,800	423,200
20	294,500	314,200	324,600	347,400	398,100	427,000
21	301,100	321,000	331,800	355,000	405,400	430,200
22	307,300	327,700	338,800	363,000	411,400	433,300
23	313,800	334,100	345,800	371,000	417,400	436,600
24	319,900	340,600	352,800	378,900	421,200	439,900
25	325,700	347,300	359,700	386,200	424,400	442,900
26	331,600	354,000	366,500	393,500	427,500	446,100
27	337,500	360,300	372,800	399,500	430,700	
28	342,600	366,000	378,500	405,500	433,900	
29	346,300	371,000	383,600	409,300	436,900	
30	350,200	375,500	388,700	412,500	439,900	
31	354,200	380,200	391,800	415,600		
32	358,100	383,000	394,700	418,800		
33	360,700	385,700	397,500	422,000		
34		388,400	400,300	425,000		
35		391,000	403,100	427,900		
36		393,700	405,900			
37			408,700			

備考（一）この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員

（二）3級の3号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなる206,400円とする。

6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
円 293,400	円 313,700	円 335,500	円 368,300	円 405,100	円 445,100
303,100	323,900	345,900	378,800	417,500	456,800
312,800	334,200	356,300	389,300	429,800	468,500
322,900	344,600	366,700	399,700	441,300	480,200
333,100	354,800	377,200	409,900	452,000	491,700
343,500	365,000	387,700	420,000	461,900	503,200
353,700	375,100	397,800	430,100	471,700	517,500
363,900	385,200	407,900	440,100	480,800	531,800
373,800	395,100	417,900	449,900	489,900	546,100
383,500	405,000	427,900	459,500	498,700	560,400
393,200	414,900	437,900	468,500	507,500	571,800
403,000	424,800	447,700	477,100	516,300	579,200
412,700	434,700	457,000	485,700	525,100	586,300
422,600	441,700	465,600	494,300	532,600	592,500
431,500	448,500	473,400	502,600	537,000	597,300
437,500	454,400	480,200	506,900		
443,500	459,000	484,500	511,000		
448,000	463,600	488,700	515,100		
451,700	467,300	492,900			
455,300	471,000	496,700			
458,800	474,700	500,500			
462,400	478,400				
466,000					
469,600					

人事院規則で定めるものに適用する。

つた職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、211,700円と

口 公安職俸給表（二）

職務の級 号 債	1 級 俸 給 月 額	2 級 俸 給 月 額	3 級 俸 給 月 額	4 級 俸 給 月 額	5 級 俸 給 月 額
1	—	—	216,800	253,300	273,000
2	153,300	198,000	224,700	262,300	282,200
3	159,800	205,400	231,900	271,500	291,500
4	167,700	212,600	239,300	280,700	300,900
5	175,700	218,300	246,800	289,900	310,100
6	183,800	224,000	254,300	299,200	319,300
7	191,400	229,400	261,700	308,300	328,500
8	198,100	234,600	268,600	317,000	337,600
9	202,500	239,600	275,200	325,600	346,500
10	206,800	244,200	281,800	334,000	355,100
11	210,900	248,900	288,200	342,100	363,100
12	214,900	254,100	294,000	349,600	370,900
13	218,600	259,300	299,600	356,200	378,500
14	222,000	264,400	305,100	361,600	386,000
15	225,600	269,200	310,700	366,600	392,600
16	228,900	273,400	315,400	371,200	398,000
17	232,100	277,100	319,900	374,400	402,900
18	234,900	280,800	324,100	377,500	406,700
19	237,500	282,800	327,500	380,300	410,200
20	239,900		330,000	383,200	413,400
21	241,900		332,000	386,100	416,300
22			334,000	388,400	419,000
23			336,000	390,700	
24			338,000	393,000	
25			340,100		
26			342,100		

備考（一） この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で

（二） 3級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなる。

別表第五 海事職俸給表（第六条関係）

イ 海事職俸給表（一）

職務の級 号 債	1 級 俸給月額	2 級 俸給月額	3 級 俸給月額	4 級 俸給月額	5 級 俸給月額	6 級 俸給月額	7 級 俸給月額
1	—	—	256,200	308,500	336,900	375,400	463,100
2	164,800	218,800	265,300	322,400	348,500	389,000	476,100
3	174,300	227,500	275,000	335,600	360,100	402,500	489,000
4	184,100	236,400	285,500	346,900	371,700	420,300	501,600
5	193,900	244,200	299,300	358,300	383,200	438,000	514,100
6	204,400	252,100	313,000	369,700	394,300	455,200	526,100
7	215,100	259,600	326,100	381,100	408,600	467,500	537,700
8	221,800	267,200	334,700	392,200	422,600	479,400	548,200
9	228,100	275,100	343,300	403,300	436,100	490,500	557,700
10	232,700	282,400	351,900	414,200	445,600	501,600	564,900
11	236,400	289,500	360,000	425,000	454,800	512,300	572,000
12	240,300	295,900	367,700	433,700	463,400	521,200	578,700
13	244,200	301,700	375,200	440,900	471,700	528,600	585,100
14	248,100	307,500	382,500	448,000	478,600	534,800	590,800
15	251,400	312,200	389,500	454,900	483,900	540,400	595,400
16	254,600	316,800	396,200	459,400	488,300	545,700	
17	257,900	321,200	402,300	463,000	492,400	549,800	
18	261,000	324,300	405,500	466,500	496,500	553,900	
19	263,000	327,400	408,500	470,000	500,600	558,000	
20			411,500	473,600	504,500	562,100	
21			414,500	477,200	508,300		
22			417,500	480,800	512,100		
23			420,500	484,400	516,000		
24			423,500	488,000			
25			426,600	491,700			
26			429,700				
27			432,800				

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

口 海事職俸給表（二）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号 債	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	円 一	円 一	206,300	234,000	267,000	300,200
2	139,600	175,000	213,200	241,400	275,200	308,500
3	143,500	182,900	219,600	249,200	283,900	316,800
4	148,400	191,600	226,600	258,000	292,000	325,100
5	154,300	199,200	233,900	266,600	299,200	333,500
6	160,200	205,800	241,300	274,700	306,100	342,400
7	167,100	212,300	249,100	282,900	312,700	351,000
8	174,700	217,800	257,700	289,700	319,300	359,300
9	181,900	224,100	266,200	296,300	325,500	367,300
10	190,200	230,400	274,100	302,800	331,600	375,400
11	197,800	237,000	281,700	309,000	337,500	383,500
12	204,200	243,600	288,300	314,800	343,300	391,200
13	210,600	249,700	294,700	320,000	349,100	398,800
14	216,000	256,200	301,000	325,200	354,500	406,000
15	221,300	262,500	306,700	329,800	359,500	412,400
16	226,600	268,300	312,200	334,100	364,400	418,500
17	231,800	274,100	316,800	337,900	368,800	424,600
18	236,700	279,600	321,300	341,400	372,700	430,500
19	241,800	285,100	325,600	344,900	375,800	436,300
20	246,300	289,900	329,400	348,000	378,800	441,500
21	249,600	293,800	332,100	351,100	381,800	446,400
22	252,600	296,600	334,800	353,400	384,800	450,800
23	254,600	299,400	337,400	355,700	387,800	454,500
24		301,800	339,700	358,000	390,800	
25		303,900	341,800	360,300	393,700	
26		305,700	343,800	362,600	396,600	
27		307,500	345,800	364,900	399,500	
28		309,300	347,800	367,300		
29		311,100	349,800	369,700		
30			351,800			
31			353,800			

備考 この表は、船舶に乗り組む職員（海事職俸給表（一）の適用を受ける者を除く。）で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第六 教育職俸給表（第六条関係）

イ 教育職俸給表（一）

職務の級 号 備	1 級 俸 給 月 額	2 級 俸 給 月 額	3 級 俸 給 月 額	4 級 俸 給 月 額	5 級 俸 給 月 額
1	—	—	259,100	292,700	376,800
2	164,200	207,100	272,200	308,000	392,500
3	172,300	216,100	285,300	323,400	405,300
4	182,600	225,400	299,300	338,800	418,000
5	193,500	234,900	313,400	354,400	430,400
6	201,300	244,500	327,500	369,900	442,400
7	208,900	257,500	341,200	385,300	454,400
8	216,700	270,400	354,800	396,800	466,300
9	225,200	283,300	368,400	407,800	478,000
10	234,800	295,400	378,600	417,800	489,700
11	242,900	307,600	388,800	427,100	501,500
12	251,700	319,600	398,700	435,900	513,200
13	260,000	327,700	407,600	444,600	525,000
14	268,000	334,800	416,300	452,500	536,700
15	275,500	341,700	424,300	460,300	547,500
16	282,900	348,400	432,000	467,800	557,000
17	289,700	355,000	439,500	474,500	566,500
18	296,300	361,100	446,900	480,600	575,800
19	302,800	367,200	453,300	486,500	585,000
20	308,900	373,100	458,600	492,400	593,600
21	314,800	378,800	463,500	498,100	600,100
22	319,900	384,500	466,800	503,600	605,200
23	324,700	389,500	470,100	508,900	610,000
24	329,300	393,800	473,400	513,100	
25	333,000	396,900	476,600	516,600	
26	336,300	399,900	479,800	520,100	
27	339,500	402,900	483,000		
28	342,400	405,800	486,200		
29	344,700	408,700			
30	346,900	411,600			
31	349,100	414,500			
32	351,300	417,400			
33	353,400	420,400			
34	355,600	423,400			
35	357,800				
36	360,000				
37	362,200				
38	364,600				

備考 この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

口 教育職俸給表（二）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 債	俸 級 月 額	俸 級 月 額	俸 級 月 額	俸 級 月 額
1	円 —	円 —	円 318,900	円 417,400
2	150,400	195,100	332,900	427,600
3	156,900	202,100	346,500	437,500
4	164,200	209,500	357,000	447,400
5	172,300	217,100	367,400	457,200
6	181,500	225,100	378,000	466,500
7	191,600	236,400	388,100	475,700
8	198,400	248,300	398,100	484,600
9	205,400	260,400	408,000	493,900
10	212,200	273,300	417,500	503,200
11	219,500	286,400	426,700	513,500
12	227,100	299,800	435,800	522,900
13	235,500	313,800	444,500	531,600
14	243,400	327,700	452,600	539,200
15	251,400	340,700	460,600	543,800
16	259,600	350,900	468,500	
17	267,600	361,100	476,900	
18	275,500	371,200	485,300	
19	283,300	380,800	493,500	
20	290,300	390,300	501,700	
21	297,000	399,500	509,900	
22	303,300	407,700	516,900	
23	309,500	415,300	521,100	
24	315,500	422,800		
25	321,500	430,000		
26	327,400	436,700		
27	333,200	442,500		
28	338,800	448,100		
29	344,100	453,200		
30	348,100	457,800		
31	351,300	462,300		
32	354,400	466,700		
33	357,400	469,700		
34	359,500			
35	361,600			
36	363,600			
37	365,500			
38	367,400			
39	369,600			
40	371,800			

備考（一） この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

（二） この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額に8,200円をそれぞれ加算した額とする。

ハ 教育職俸給表（三）

職務の級 号 債	1 級 俸 給 月 額	2 級 俸 給 月 額	3 級 俸 給 月 額	4 級 俸 給 月 額
	円	円	円	円
1	—	—	276,800	412,300
2	150,400	166,400	290,700	421,400
3	156,900	174,800	304,800	430,200
4	164,200	184,000	318,900	439,000
5	172,300	195,100	332,900	447,500
6	181,500	202,100	346,500	455,600
7	191,600	209,500	357,000	463,600
8	198,400	217,100	367,400	471,100
9	205,300	225,100	377,800	478,400
10	212,000	236,400	386,900	485,300
11	218,900	248,300	395,600	492,600
12	226,000	260,400	404,100	499,900
13	233,700	273,300	412,400	506,600
14	241,200	286,400	420,400	511,900
15	248,400	299,800	428,300	516,000
16	255,500	313,800	435,900	
17	262,300	327,700	443,100	
18	268,900	340,700	450,100	
19	275,500	350,900	456,900	
20	281,600	360,900	463,200	
21	287,000	370,900	468,800	
22	292,100	379,400	473,700	
23	296,900	387,800	478,100	
24	301,300	395,700	481,900	
25	304,800	402,900	485,100	
26	308,300	409,600	488,100	
27	311,800	415,500		
28	314,400	421,100		
29	316,300	426,400		
30	318,200	431,400		
31	320,100	436,400		
32	322,000	440,700		
33	323,900	445,000		
34		449,300		
35		453,000		
36		455,600		

備考 (一) この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額に8,000円をそれぞれ加算した額とする。

二 教育職俸給表(四)

職務の級 号 債	1 級 俸 給 月 額	2 級 俸 給 月 額	3 級 俸 給 月 額	4 級 俸 給 月 額	5 級 俸 給 月 額
1	—	208,300	259,100	323,400	466,200
2	173,100	216,700	272,200	338,800	477,900
3	184,000	225,700	285,300	354,400	489,500
4	195,500	235,100	299,600	369,900	501,100
5	207,100	244,600	313,900	385,300	512,700
6	214,100	257,500	328,200	396,800	524,600
7	221,800	270,400	343,700	407,800	536,300
8	229,600	283,300	359,100	419,100	547,200
9	237,700	296,400	374,500	430,400	556,700
10	246,000	309,500	385,900	442,400	566,200
11	254,700	322,700	396,900	454,400	575,500
12	263,300	335,900	407,700	466,300	584,700
13	271,600	349,100	417,700	478,000	593,200
14	279,500	362,200	427,100	489,600	599,900
15	287,400	371,400	435,700	501,200	605,000
16	294,800	380,600	444,100	512,800	609,800
17	302,200	389,800	451,800	524,700	
18	309,000	398,200	459,400	533,500	
19	315,500	406,600	465,900	539,000	
20	321,300	414,700	471,600	544,400	
21	326,700	422,700	477,100	550,300	
22	331,700	430,400	482,200	556,100	
23	336,700	438,000	487,200	561,700	
24	341,200	444,500	492,200	566,400	
25	345,500	450,200	495,800	570,700	
26	349,000	455,700	499,400		
27	351,700	460,800	502,900		
28	354,200	465,800			
29	357,100	470,800			
30	359,900	474,400			
31	362,700	477,800			
32	365,300	481,100			
33	367,900				
34	370,500				
35	373,200				
36	375,900				
37	378,600				

備考 この表は、高等専門学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第七 研究職俸給表（第六条関係）

職務の級 号 備	1 級 俸 給 月 額	2 級 俸 給 月 額	3 級 俸 給 月 額	4 級 俸 給 月 額	5 級 俸 給 月 額
1	—	—	261,500	304,100	350,600
2	137,400	187,600	275,100	318,300	363,200
3	141,800	197,700	288,700	332,600	375,900
4	147,000	206,800	302,300	346,900	388,600
5	153,400	216,000	316,200	358,000	401,000
6	161,200	225,600	330,200	368,500	414,100
7	169,800	237,500	344,100	378,500	427,300
8	178,900	249,500	354,400	388,300	441,300
9	187,700	261,300	364,000	397,900	455,000
10	195,000	271,700	372,800	407,400	468,500
11	202,500	282,100	380,700	416,500	482,000
12	210,300	292,300	387,700	425,600	495,000
13	218,300	299,600	394,400	434,700	507,700
14	226,700	306,500	400,900	443,500	519,900
15	235,300	313,400	407,300	451,500	531,800
16	243,700	320,300	413,300	459,400	543,700
17	250,100	327,200	418,800	467,300	555,600
18	256,400	334,000	423,600	475,100	566,400
19	262,600	340,700	428,200	482,000	574,500
20	268,700	347,300	432,400	488,900	581,600
21	274,400	353,800	436,600	494,300	587,700
22	279,800	358,900	440,700	499,000	593,100
23	285,000	363,300	444,800	503,000	597,300
24	290,200	366,300	448,400		
25	295,100	369,300	451,900		
26	299,000	372,300			
27	302,800	375,300			
28	305,800	378,300			
29	308,400	381,300			
30	310,600				
31	312,800				
32	315,000				

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第八 医療職俸給表（第六条関係）

イ 医療職俸給表（一）

職務の級 号 備	1 級 俸 給 月 額	2 級 俸 給 月 額	3 級 俸 給 月 額	4 級 俸 給 月 額
1	円 —	円 303,200	円 355,500	円 438,600
2	241,000	319,800	372,800	451,900
3	251,200	336,400	390,000	464,300
4	266,700	353,200	407,200	476,500
5	283,100	370,100	420,300	488,300
6	299,400	387,200	433,700	500,000
7	315,200	404,300	446,700	511,200
8	331,000	417,300	459,000	521,900
9	346,300	429,000	470,900	532,600
10	359,500	439,900	482,100	542,800
11	372,600	449,800	493,100	552,900
12	385,400	459,200	504,000	562,300
13	394,900	468,500	514,300	571,200
14	404,000	477,600	524,500	580,100
15	411,600	486,700	533,500	588,800
16	416,400	495,600	542,500	597,500
17	421,100	502,100	551,400	605,700
18	424,000	507,500	558,500	612,400
19		512,100	565,300	617,700
20		515,800	570,200	622,500
21		519,600	575,100	
22		523,400	579,900	
23		527,000	584,200	
24		530,600	588,500	

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

□ 医療職俸給表（二）

職務の級 号 債	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	俸給月額 円							
1	—	—	210,100	234,300	271,800	314,700	351,400	418,100
2	141,900	180,200	217,300	242,700	281,500	325,100	363,400	430,600
3	147,500	186,900	225,000	251,400	291,200	335,500	375,400	443,100
4	154,400	193,600	233,100	260,100	301,000	345,800	387,300	455,600
5	161,300	200,300	241,400	268,800	310,900	356,100	399,100	468,000
6	169,000	207,000	249,900	277,500	320,800	366,000	410,900	480,400
7	176,700	213,800	258,500	286,300	330,900	375,800	423,100	492,800
8	183,100	220,700	267,000	295,200	340,800	385,600	435,300	505,400
9	189,500	227,700	275,600	304,200	350,500	395,500	447,000	518,300
10	194,900	235,200	284,100	313,200	360,000	405,500	457,600	531,100
11	200,300	242,200	292,600	322,000	369,400	415,400	467,700	539,100
12	205,600	249,100	300,900	330,500	378,200	424,600	476,000	546,500
13	210,800	255,700	309,000	338,500	387,100	433,200	482,800	553,400
14	215,700	262,300	316,900	346,400	395,200	439,600	489,500	560,200
15	220,200	268,100	324,500	353,900	401,500	445,700	496,400	565,600
16	224,700	273,600	331,800	360,000	407,800	449,900	500,800	570,100
17	229,000	278,800	338,600	365,400	412,700	453,900	505,100	
18	233,300	284,000	344,800	370,300	417,500	457,900		
19	236,800	288,700	349,000	374,000	421,500	461,700		
20	239,900	293,200	353,200	377,600	425,200	465,500		
21	242,900	296,500	356,900	381,000	428,800			
22	245,400	299,100	359,700	384,100	432,400			
23	247,300	301,500	362,500	387,000	436,000			
24		303,400	365,000	389,500				
25		305,300	367,400	392,000				
26		307,200	369,600	394,700				
27		309,200	371,800	397,500				
28		311,200	374,000					
29			376,300					
30			378,700					

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職俸給表（三）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 備	俸給月額						
1	—	—	225,800	249,200	281,200	318,700	353,500
2	155,300	182,700	232,900	256,700	289,900	328,500	365,500
3	160,900	191,300	241,300	264,300	298,600	338,800	377,500
4	166,900	200,700	248,800	271,900	307,300	349,400	389,500
5	173,200	206,600	256,300	279,500	316,200	359,800	401,400
6	181,600	212,700	263,800	287,500	325,000	369,700	413,800
7	190,200	218,800	271,300	295,500	333,700	379,600	426,300
8	199,000	225,500	278,800	303,600	342,200	389,500	438,100
9	204,200	232,600	286,400	311,800	350,000	399,500	449,600
10	209,500	240,500	294,200	320,000	357,800	409,700	460,600
11	214,900	248,000	302,000	328,000	365,600	420,100	471,200
12	220,500	255,500	309,800	335,700	373,300	429,800	480,700
13	226,300	262,900	317,300	343,000	381,100	438,700	488,900
14	232,400	270,400	324,600	350,200	388,800	447,600	497,000
15	238,300	277,800	331,800	357,300	396,500	456,500	504,900
16	244,100	285,200	338,500	364,200	404,000	464,700	512,200
17	249,900	292,600	345,100	370,900	411,100	472,800	517,100
18	255,600	299,900	351,300	377,400	417,300	480,700	521,400
19	261,400	307,000	357,400	383,700	422,200	488,000	525,400
20	267,000	314,100	363,500	389,600	426,600	492,900	
21	272,300	321,100	369,600	395,100	431,000	497,100	
22	277,400	327,400	375,400	400,200	435,000	500,800	
23	281,700	333,500	380,700	404,200	438,500		
24	286,300	339,600	385,900	407,800	441,200		
25	290,500	345,300	390,200	411,200			
26	294,600	349,400	393,600	414,600			
27	298,200	353,000	396,700	417,600			
28	301,600	356,300	399,600	420,200			
29	304,200	359,100	402,400				
30	306,400	361,300	405,200				
31	308,300	363,500	407,700				
32	310,300	365,600					
33	312,400	367,600					
34	314,500	369,700					
35	316,500	371,800					
36	318,400	374,100					
37	320,300	376,500					
38	322,400	378,900					
39	324,400						
40	326,500						
41	328,500						

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第九 指定職俸給表（第六条関係）

号	俸	俸 給 月 額
1		円 593,000
2		658,000
3		729,000
4		810,000
5		873,000
6		937,000
7		1,025,000
8		1,106,000
9		1,185,000
10		1,269,000
11		1,346,000
12		1,375,000

備考 この表は、事務次官、外局の長、大学の学長、試験所又は研究所の長、病院又は療養所の長その他の官職を占める職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務

時間の特例に関する法律の一部改正)

第二条 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(平成九年法律第六十五条号)の一部を次のように改定する。

第六条第一項の表を次のように改める。

号	俸	俸給月額
1		345,000
2		386,000
3		418,000
4		421,000
5		497,000
6		578,000
		673,000
		785,000
		897,000

第六条第二項の表を次のように改める。

用する。

(特定の職務の級の切替え)

第三条 平成十年四月一日(以下「切替日」という。)の前日においてその者が属していた職務の級が

公安職俸給表(二級であつた職員の切替日に

おける職務の級は、人事院の定めるところによ

り、同表の特二級又は二級とする。

(特定の号俸の切替え等)

第四条 前項の規定により切替日における職務の級が公安職俸給表(二級となる職員(附則第六項に規定する職員を除く。)の切替日における

号俸(以下「新号俸」という。)は、切替日の前

日においてその者が受けている号俸(以下「旧号俸」という。)に対応する附則別表の新号俸

欄に定める号俸とし、前項の規定により切替日における職務の級が公安職俸給表(二級となる職員(附則第六項に規定する職員を除く。)の新号俸は、旧号俸と同じ号数の号俸とする。

第五条 前項の規定により新号俸を決定される職員に対する切替日以降における最初の改正後の給与

法第八条第六項の規定の適用については、旧号俸を受けている期間(人事院の定める職員にあつては、人事院の定める期間)を新号俸を受ける期間に通算する。

(最高号俸等の切替え等)

第六条 第一条中一般職の職員の給与に関する法律(以下「給与法」という。)第十九条の二第一項及び第二項の改正規定は平成十一年一月一日から

第一条中給与法第八条第六項、第八項及び第九項並びに第十九条の九第一項及び第三項の改正規定並びに附則第十一項から第十三項までの規定を除く。附則第七項において同じ。)による改正後の給与法(附則第十一項を除き、以下「改正後の給与法」という。)の規定及び第一条の規定(前項ただし書に規定する改正

規定を除く。附則第七項において同じ。)による改正後の給与法(附則第十一項を除き、以下「改正後の給与法」という。)の規定による改正前の給与法(附則第十四項において「改正後の任期付研究員法」という。)の規定は、平成十年四月一日から適

改正後の給与法の規定による当該適用又は異動の日ににおける号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号俸等の調整)

第七条 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日ににおいて職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

(職員が受けている号俸等の基礎)

第八条 附則第三項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けた号俸又は俸給月額は、改正前の給与

法及びこれに基づく人事院規則の規定に従つて定められたものでなければならない。

第九条 附則第三項から前項までの間において、改正後の給与法の規定により、新たに俸給表の適用を受ける(施行日から平成十一年三月三十一日までの間における異動者の号俸等の調整)

第十条 施行日から平成十一年三月三十一日までの間において、改正後の給与法の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の級又はその受け取る号俸若しくは俸給月額に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、まず改正前の給与法の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の給与法の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院規則で定める職員との権衡上必要があると認められる。基準日以後に新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員のうち、任用の事情等を考慮して昇給停止年齢超過職員又はこの項前段の人事院規則で定める職員との権衡上必要があると認められる。基準日以後に新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員のうち、任用の事情等を考慮して昇給停止年齢超過職員又はこの項前段の人事院規則で定める職員との権衡上必要があると認められる職員として人事院規則で定める職員についても、同様とする。

第十二条 基準日前から引き続き俸給表の適用を受けることとなつた職員(以下「昇給停止年齢超過職員」という。)の昇給停止年齢を超えていない職員に

次項において「昇給停止年齢超過職員」という)を超えている職員(基準日において第一条の規定による改正前の給与法第八条第九項の人事院規則で定める年齢。次項において「昇給停止年齢」という。)を超過している職員(基準日から引き続き俸給表の適用を受ける職員のうち、基準日後に昇給停止年齢を超える職員)で、基準日後におけるその年齢と昇給停止年齢との近接の度を考慮して昇給停止年齢超過職員との権衡上必要があると認められるものとして人事院規則で定める職員については、新給与法第八条第九項本文の規定にかかるわらず、昇給停止年齢に達した日後も、人事院規則の定めるところにより、昇給させることができるものとして人事院規則で定める職員についても、同様とする。

第十三条 前項前段の人事院規則で定める職員及び当該職員との権衡上必要があると認められる職員として同項後段の人事院規則で定める職員のうち、新給与法第八条第九項の人事院規則で定める職員の五十六歳に達した日から同項の人事院規則で定める年齢に達する日までの間ににおける給与法第八条第六項又は第八項ただし書の規定による昇給については、なお従前の例によ

る。

(給与の内払)

第十四条 改正後の給与法又は改正後の任期付研究員法の規定を適用する場合においては、改正前の給与法又は第一条の規定による改正前の一般職の規定による改正前の給与法(附則第十一項の規定及び第二条の規定による改正前の給与法(附則第十一項を除き、以下「改正前の給与法」という。)の規定により、新たに俸給月額に異動のあつた職員のうち、人事院の定める職員の、

法(次項及び附則第十三項において「新給与法」という。)第八条第九項の人事院規則で定める職員にあっては、同項の人事院規則で定める年齢。次項において「昇給停止年齢」という。)を超えている職員(基準日において第一条の規定による改正前の給与法第八条第九項の人事院規則で定める年齢)を超過している職員(基準日から引き続き俸給表の適用を受ける職員のうち、基準日において「昇給停止年齢」という。)を超えていない職員に

と、同項の規定による改正前の一般職の規定による改正前の給与法(附則第十一項を除き、以下「改正前の給与法」という。)の規定により、新たに俸給月額に異動のあつた職員のうち、人事院の定める職員の、

おいて「基準日」という。前から引き続き俸給表の適用を受ける職員のうち、基準日において「昇給停止年齢」という。)を超えていない職員に

第三号中正誤

正

ハジ
段行

昇級

昇給

平成十年十月十六日印刷

平成十年十月十九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

F